

平成17年 8月19日

## 投資主各位

東京都中央区八重洲一丁目9番9号  
日本プライムリアルティ投資法人  
執行役員 金子 博 人

### 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成17年9月7日（水曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

#### 規約第14条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成17年9月8日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
パレスホテル 2階「チェリールーム」

#### 3. 会議の目的事項

##### 決 議 事 項

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件<br>議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」<br>（2頁～14頁）に記載のとおりであります。 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件  |
| 第3号議案 | 監督役員2名選任の件  |

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、当投資法人の資産運用会社である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントによる「運用状況に関する説明会」を実施する予定であります。

## 議決権の行使についての参考書類

1. 議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 529,999口  
(以下の第1号議案、第2号議案及び第3号議案のいずれにおいても、議決権を有する投資主が有する投資口の総口数は529,999口となります。)

2. 議案及び参考事項

- 第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、規約を簡素化すべく、現行規約第6条、第18条但書、第24条第1項但書・第2項但書、第26条但書、第30条但書、第37条、第38条、第39条、第41条及び別紙2を削除し、第35条第1項、第36条及び別紙1 資産運用の対象及び方針、3. 投資態度、(9)を修正するものであります。

将来的に執行役員、監督役員を増員した場合のガバナンス強化を企図して、現行規約第17条第2項において、監督役員を3名以内から4名以内と変更するものであります。

投資信託及び投資法人に関する法律第109条第9項の規定に基づき、執行役員又は監督役員がその職務をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨を定めることができることとなったことに伴い、執行役員及び監督役員の責任を合理的な範囲にとどめて執行役員及び監督役員が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう規定を新設するものであります。

なお、執行役員の責任を免除することができる旨の定めを設ける規約変更を議案として提出することにつきましては、各監督役員の同意を得ております。

日本証券業協会が開設した店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更に伴い現行規約第27条第1項3号b及び4号bを削除するものであります。

大規模再開発ビル等への投資機会の確保の観点から、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随する不動産の管理会社の株式取得を可能とし、また、本投資法人が主たる投資対象とする不動産等への投資に付随する商標権、温泉権等の取得を可能とするほか、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものとして適当と認められるものの取得を可能とするため、現行規約 別紙1 資産運用

の対象及び方針、2．資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲を変更するものであります。

税制改正に伴い、特定目的会社優先出資証券の100%取得の特例を受けるために、現行規約 別紙1 資産運用の対象及び方針、3．投資態度、(7)を新設するものであります。

その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第6条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数）</u>  <u>本投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額は、1口を50万円とし、発行口数は240口とする。</u></p> <p>第7条～第16条            （省略）</p> <p>第17条（役員の員数）            1. （省略）            2. 本投資法人の監督役員は、<u>3名以内</u>とする。但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。</p> <p>第18条（役員の選任）            執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任する。<u>但し、法令の規定により、設立の際選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りではない。</u></p> <p>第19条～第23条            （省略）</p>	<p>（削除）</p> <p>第6条～第15条            （現行どおり）</p> <p>第16条（役員の員数）            1. （現行どおり）            2. 本投資法人の監督役員は、<u>4名以内</u>とする。但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。</p> <p>第17条（役員の選任）            執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任する。</p> <p>第18条～第22条            （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第23条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</u>  <u>本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 役員会の決議の日の属する営業期間（第26条に定める営業期間をいう。以下同じ）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務執行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p><u>(2) 当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第24条（役員報酬）</p> <p>1．執行役員報酬は、当該職務と類似の職務を行う取締役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額（但し、上限を1人あたり月額50万円とする。）とし、毎月、当月分を当月の末日までに、当該執行役員が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払われる。<u>但し、設立時の最初の執行役員報酬は、最初の任期中、1人あたり月額35万円とする。</u></p> <p>2．監督役員報酬は、当該職務と類似の職務を行う監査役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額（但し、上限を1人あたり月額40万円とする。）とし、毎月、当月分を当月の末日までに、当該監督役員が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払われる。<u>但し、設立時の最初の監督役員報酬は、最初の任期中、1人あたり月額30万円とする。</u></p> <p>第26条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。<u>但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成14年6月末日までとする。</u></p>	<p>第24条（役員報酬）</p> <p>1．執行役員報酬は、当該職務と類似の職務を行う取締役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額（但し、上限を1人あたり月額50万円とする。）とし、毎月、当月分を当月の末日までに、当該執行役員が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払われる。</p> <p>2．監督役員報酬は、当該職務と類似の職務を行う監査役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額（但し、上限を1人あたり月額40万円とする。）とし、毎月、当月分を当月の末日までに、当該監督役員が指定する銀行口座へ振込の方法により、支払われる。</p> <p>第26条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第27条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1．本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 別紙1 2．(2)に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a．証券取引所に上場されている資産対応証券等 (省略)</p> <p>b．店頭売買の資産対応証券等 <u>証券業協会（店頭売買有価証券が2以上の証券業協会に備える証券取引法（昭和23年法律第25号、以下「証券取引法」という。）第75条第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。）が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格に基づき算出した価格により評価する。</u></p> <p>c．上記a．及びb．以外の資産対応証券等 (省略)</p> <p>(4) 別紙1 2．(3)に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a．証券取引所に上場されている有価証券 (省略)</p>	<p>第27条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1．本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 別紙1 2．(2)に掲げる不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等</p> <p>a．証券取引所に上場されている資産対応証券等 (現行どおり)</p> <p>b．上記a．以外の資産対応証券等 (現行どおり)</p> <p>(4) 別紙1 2．(3)に掲げる特定資産のうち有価証券に該当するもの</p> <p>a．証券取引所に上場されている有価証券 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>b . 店頭売買有価証券</u>  <u>証券業協会（店頭売買有価証券</u>  <u>が2以上の証券業協会に備える</u>  <u>証券取引法第75条第1項に規定</u>  <u>する店頭売買有価証券登録原簿</u>  <u>に登録されている場合には、当</u>  <u>該店頭売買有価証券が主として</u>  <u>取引されている証券業協会とす</u>  <u>る。）が開設する店頭売買有価</u>  <u>証券市場又はこれに類似する市</u>  <u>場で外国に所在するものにおけ</u>  <u>る最終価格に基づき算出した価</u>  <u>格により評価する。</u></p> <p><u>c . 上記 a . 及び b . 以外の有価証</u>  <u>券</u></p> <p>（省略）</p> <p>(5) ~ (7) （省略）</p> <p>2 . （省略）</p> <p>3 . （省略）</p> <p>第30条（会計監査人の選任）  会計監査人は、投資主総会において選任  する。<u>但し、法令の規定により、設立の</u>  <u>際に選任されたものとみなされる会計監</u>  <u>査人はこの限りではない。</u></p> <p>第35条（<u>成立時の投資信託委託業者、資産</u>  <u>保管会社及び一般事務受託者となる者の</u>  <u>氏名又は名称および住所並びにこれらの</u>  <u>者と締結すべき契約の概要</u>）</p> <p>1 . <u>本投資法人の成立時の資産の運用を</u>  <u>行う投資信託委託業者、一般事務受</u>  <u>託者及び資産保管会社は、別紙2に</u>  <u>定めるとおりとし、別紙2は本規約</u>  <u>の不可分な一部として、本規約の末</u>  <u>尾に添付され、本規約と一体をなす</u>  <u>ものとする。</u></p>	<p>（削除）</p> <p><u>b . 上記 a . 以外の有価証券</u></p> <p>（現行どおり）</p> <p>(5) ~ (7)（現行どおり）</p> <p>2 . （現行どおり）</p> <p>3 . （現行どおり）</p> <p>第30条（会計監査人の選任）  会計監査人は、投資主総会において選任  する。</p> <p>第35条（<u>投資信託委託業者、資産保管会社</u>  <u>及び一般事務受託者</u>）</p> <p>1 . <u>本投資法人は、投信法第198条及び</u>  <u>第208条に基づき、資産の運用に係</u>  <u>る業務を投資信託委託業者へ、資産</u>  <u>の保管に係る業務を資産保管会社へ</u>  <u>委託する。本投資法人は、資産の運</u>  <u>用及び保管に係る業務以外の業務に</u>  <u>係る事務で投信法111条に定める事</u>  <u>務（以下「一般事務」という。）に</u>  <u>ついては第三者へ委託する。</u></p>



現 行 規 約	変 更 案						
<p>2. (省略)</p> <p>第36条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬)</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う資産運用報酬の額及び支払いに関する基準は、「別紙2 成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社 1. 成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者及び締結すべき契約の概要(6) 資産運用報酬」に規定するとおりとする。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>第36条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬)</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に対する資産運用報酬は、<u>固定報酬、インセンティブ報酬1及びインセンティブ報酬2から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下のとおりとし、投資信託委託業者の指定する銀行口座へ振込の方法により支払われる。</u></p> <table border="1" data-bbox="807 846 1394 1843"> <thead> <tr> <th data-bbox="807 846 994 936">報酬の種類</th> <th data-bbox="994 846 1394 936">報酬額(報酬額の計算方法) / 支払時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 936 994 1473">固定報酬</td> <td data-bbox="994 936 1394 1473"> <u>(報酬額)</u>            1,250万円/月  <u>(支払時期)</u>            3、6、9、12月末            (1～3月分、4～6月分、7～9月分及び10～12月分の各3か月分をそれぞれ3月末、6月末、9月末及び12月末に後払いする。            なお、1か月に満たない場合は、実日数による日割計算による。)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1473 994 1843">インセンティブ報酬1</td> <td data-bbox="994 1473 1394 1843"> <u>(報酬額の計算方法)</u>            決算期にて確定する当該営業期間の総収入額の2%            (ただし、1営業期間の総収入額が80億円を超える部分に対しては1.5%)に相当する金額(1円未満切捨て)         </td> </tr> </tbody> </table>	報酬の種類	報酬額(報酬額の計算方法) / 支払時期	固定報酬	<u>(報酬額)</u> 1,250万円/月 <u>(支払時期)</u> 3、6、9、12月末 (1～3月分、4～6月分、7～9月分及び10～12月分の各3か月分をそれぞれ3月末、6月末、9月末及び12月末に後払いする。 なお、1か月に満たない場合は、実日数による日割計算による。)	インセンティブ報酬1	<u>(報酬額の計算方法)</u> 決算期にて確定する当該営業期間の総収入額の2% (ただし、1営業期間の総収入額が80億円を超える部分に対しては1.5%)に相当する金額(1円未満切捨て)
報酬の種類	報酬額(報酬額の計算方法) / 支払時期						
固定報酬	<u>(報酬額)</u> 1,250万円/月 <u>(支払時期)</u> 3、6、9、12月末 (1～3月分、4～6月分、7～9月分及び10～12月分の各3か月分をそれぞれ3月末、6月末、9月末及び12月末に後払いする。 なお、1か月に満たない場合は、実日数による日割計算による。)						
インセンティブ報酬1	<u>(報酬額の計算方法)</u> 決算期にて確定する当該営業期間の総収入額の2% (ただし、1営業期間の総収入額が80億円を超える部分に対しては1.5%)に相当する金額(1円未満切捨て)						

現 行 規 約	変 更 案	
<p style="text-align: center;">第10章 附 則</p> <p>第37条（設立企画人の名称及び住所）  <u>本投資法人の設立企画人は、以下のとおりである。</u>  <u>東京都中央区八重洲一丁目9番9号</u>  <u>株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント</u></p> <p>第38条（設立企画人が受ける報酬）  <u>本投資法人の設立企画人は、本投資法人の成立までの役務に対する報酬として、4,500万円を受ける。</u></p>		<p><u>総収入額とは、資産のうち、不動産（信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益の総額をいう。</u>  <u>（支払時期）</u>  <u>各決算期後3か月以内</u></p>
	<p><u>インセンティブ報酬2</u></p>	<p><u>（報酬額の計算方法）</u>  <u>決算期にて確定する当該営業期間のインセンティブ報酬2控除前の分配可能金額（第28条第1号に規定されるもの。）の3%に相当する金額（1円未満切捨て）</u>  <u>（支払時期）</u>  <u>各決算期後3か月以内</u></p>
		<p>第10章 その他  （削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第39条（設立費用）</u></p> <p>1．<u>本投資法人の設立費用は、本投資法人が負担する。</u></p> <p>2．<u>前項の設立費用は、以下の内容とする。</u></p> <p>(1) <u>設立登記の登録免許税</u></p> <p>(2) <u>金融機関の取扱手数料</u></p> <p>(3) <u>その他設立事務に必要な費用</u></p> <p>3．<u>本条の設立費用は、200万円以内とする。</u></p> <p><u>第40条（消費税及び地方消費税）</u> （省略）</p> <p><u>第41条（雑則）</u> <u>本規約は、平成13年9月6日に定められる。</u></p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1．<u>資産運用の基本方針</u> （省略）</p> <p>2．<u>資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲</u></p> <p>(1) <u>不動産等とは以下に掲げるものをいう。</u></p> <p>a．～ c．（省略）</p> <p>d．<u>次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。）第3条第1号において定義される有価証券（以下「有価証券」という。）に該当するものを除く。）</u></p> <p>イ 不動産</p> <p>ロ 地上権及び土地の賃借権</p> <p>e．～ f．（省略）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第37条（消費税及び地方消費税）</u> （現行どおり） （削除）</p> <p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針</p> <p>1．<u>資産運用の基本方針</u> （現行どおり）</p> <p>2．<u>資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲</u></p> <p>(1) <u>不動産等とは以下に掲げるものをいう。</u></p> <p>a．～ c．（現行どおり）</p> <p>d．<u>次に掲げるものを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、投信法第2条第5項において定義される有価証券（以下「有価証券」という。）に該当するものを除く。）</u></p> <p>イ 不動産</p> <p>ロ 地上権及び土地の賃借権</p> <p>e．～ f．（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。</p> <p>a . (省略)</p> <p>b . <u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）</u>に規定する投資信託の受益証券</p> <p>c . ~ d . (省略)</p> <p>(3) 本投資法人は、(1)及び(2)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>a . ~ h . (省略)</p> <p>i . 金銭債権（有価証券、約束手形（<u>投信法施行令第3条第12号に規定するものをいう。</u>）及び金融デリバティブ取引（<u>投信法施行令第3条第14号に規定するものをいう。</u>）を除く。）</p> <p>j . ~ l . (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいう。</p> <p>a . (現行どおり)</p> <p>b . <u>投信法に規定する投資信託の受益証券</u></p> <p>c . ~ d . (現行どおり)</p> <p>(3) 本投資法人は、(1)及び(2)への投資後の残余の資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>a . ~ h . (現行どおり)</p> <p>i . 金銭債権（有価証券、約束手形（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。）第3条第12号に規定するものをいう。</u>）及び金融デリバティブ取引（<u>投信法施行令第3条第14号に規定するものをいう。</u>）を除く。）</p> <p>j . ~ l . (現行どおり)</p> <p><u>また、本投資法人は、投資対象である上記(1)又は(2)に定める特定資産に係る不動産の管理会社の株式に投資することができる。</u></p> <p>(4) <u>本投資法人は、上記(1)ないし(3)に定める特定資産のほか、資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合において、以下に掲げる資産に投資することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 . 投資態度  (1) ~ (6) (省略)  (新設)</p> <p>(7) ~ (8) (省略)  (9) 資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向、法令の変更等により、<u>運用開始当初から、上記の比率を変更することがある。</u></p>	<p>a . <u>商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権またはその専用使用权もしくは通常使用权</u></p> <p>b . <u>温泉法（昭和23年法律第125号）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等</u></p> <p>c . <u>その他特定の不動産に付随する資産で、当該不動産と併せて取得することが適当と認められるもの</u></p> <p>(5) <u>本投資法人は、本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものとして適当と認められるものに投資することができる。</u></p> <p>3 . 投資態度  (1) ~ (6) (現行どおり)  (7) <u>本投資法人は、資産の総額のうち</u>  <u>に占める不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権（不動産、地上権又は土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限る。）及び匿名組合出資持分（その出資された財産を不動産、不動産の賃借権又は地上権のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。）の価額の割合として財務省令で定める割合が75%以上となるように運用する。</u></p> <p>(8) ~ (9) (現行どおり)  (10) <u>資金動向、市況動向、一般経済情勢、不動産市場動向、法令の変更等により、上記の比率を変更することがある。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>4．資産運用の対象とする資産についての制限  (省略)</p> <p>5．組入資産の貸付け  (省略)</p> <p><u>別紙2 成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社</u>  (省略)</p>	<p>4．資産運用の対象とする資産についての制限  (現行どおり)</p> <p>5．組入資産の貸付け  (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員金子博人は、平成17年9月14日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、規約第19条第1項の定めにより、就任する平成17年9月15日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成17年7月27日開催の役員会において、監督役員の全員の一致をもってする決議によっております。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人の 投資口数
金子博人 (昭和23年5月2日)	昭和52年4月1日 弁護士登録(東京弁護士会)山田茂法律事務所入所 昭和54年4月1日 金子博人法律事務所代表弁護士就任(現職) 平成13年12月19日 当投資法人執行役員就任(現職)	0口

注：候補者金子博人は、金子博人法律事務所代表弁護士を兼務しております。  
候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員安田莊助、杉本 茂の両氏は、平成17年9月14日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、規約第19条第1項の定めにより、就任する平成17年9月15日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当投資法人の 投資口数
1	安田 莊 助 (昭和18年12月15日)	昭和43年4月1日 株式会社扇屋本店入社 昭和50年12月1日 芹沢政光公認会計士事務所入所 昭和55年6月27日 安田莊助税理士事務所設立(現職) 昭和58年2月16日 東京赤坂公認会計士共同事務所代表就任 平成5年7月2日 東京赤坂監査法人代表社員就任 平成11年10月1日 東京北斗監査法人(東京赤坂監査法人と北斗監査法人が合併)理事長代表社員就任(現職) 平成13年9月14日 当投資法人監督役員就任(現職) 平成17年6月28日 三井住友海上火災保険株式会社社外監査役就任(現職)	0口



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当投資法人の 投資口数
2	杉本 茂 (昭和33年10月12日)	昭和57年4月1日 住宅・都市整備公団入社 昭和60年11月1日 太田昭和監査法人勤務 昭和63年7月1日 株式会社さくら総合事務所代表取締役就任(現職) 平成7年12月22日 監査法人さくら総合事務所設立 平成8年12月1日 Horwath International 加盟 平成10年6月24日 さくら萌和監査法人(旧監査法人さくら総合事務所)代表社員就任(現職) 平成11年9月17日 株式会社さくら会計サービス代表取締役就任(現職) 平成11年10月2日 有限会社東京エスピーシーサービス代表取締役就任(現職) 平成13年6月1日 株式会社モリモト監査役就任(現職) 平成13年9月14日 当投資法人監督役員就任(現職)	0口

注：候補者安田莊助は、安田莊助税理士事務所代表者、東京北斗監査法人理事長代表社員、及び三井住友海上火災保険株式会社社外監査役を兼務しております。

候補者杉本 茂は株式会社さくら総合事務所代表取締役、さくら萌和監査法人代表社員、株式会社さくら会計サービス代表取締役、有限会社東京エスピーシーサービス代表取締役、及び株式会社モリモト監査役、その他、資産の流動化等の目的のために設立された会社の代表者を兼務しております。

各候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### その他参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、当投資法人の規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

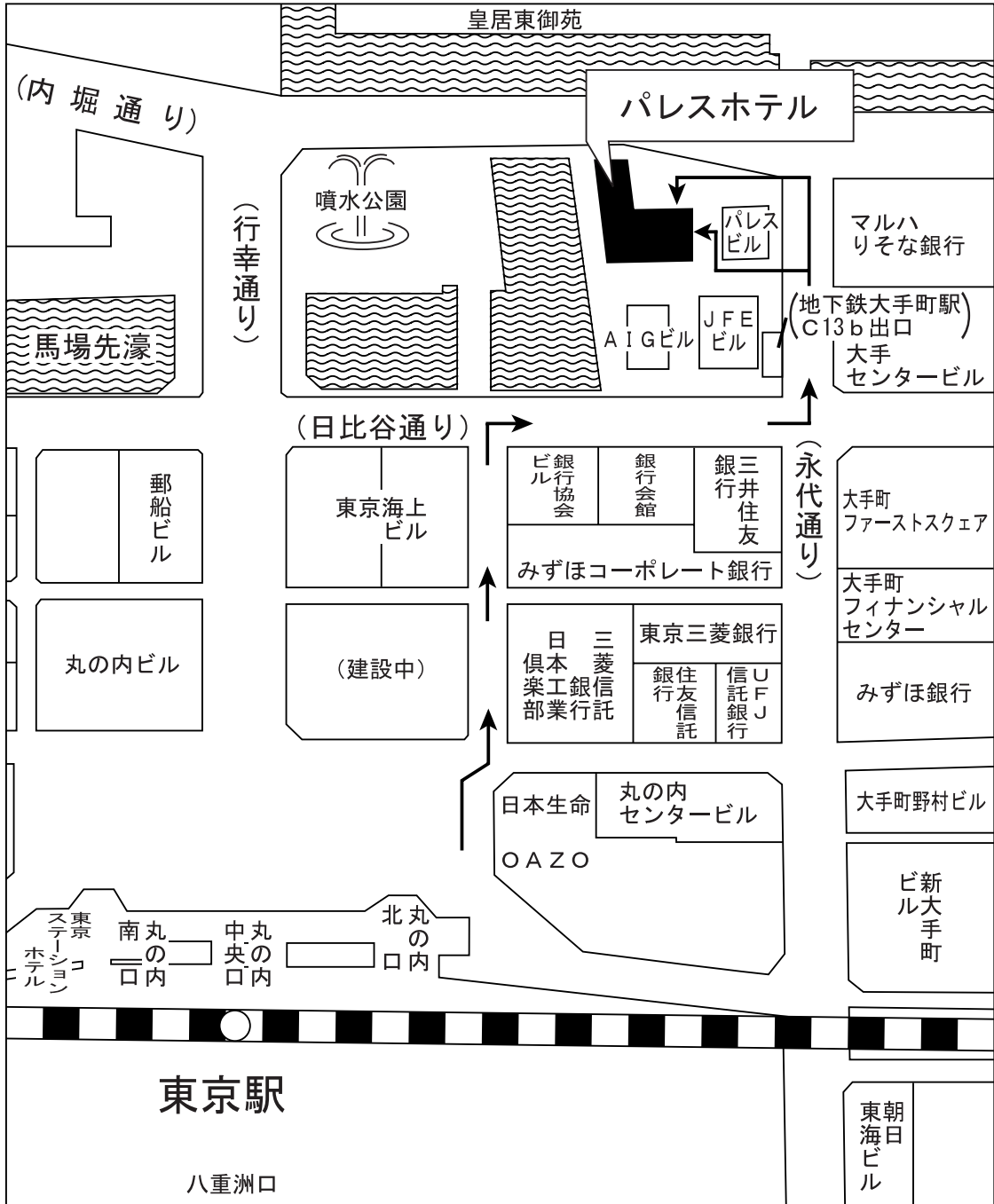
なお、前記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

(メモ欄)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
 パレスホテル 2階 チェリールーム  
 TEL 03-3211-5211



地下鉄「大手町」駅C13b出口より徒歩2分。  
 JR「東京」駅丸の内北口より徒歩10分。